

## 直轄治山等災害関連緊急事業実施要領の制定について

昭和 62 年 5 月 20 日付け 62 林野治第 1675 号

最終改正：令和 5 年 4 月 20 日付け 4 林国業第 284 号

林野庁長官から各森林管理局長あて

直轄治山等災害関連緊急事業実施要領を別紙のとおり制定したので、その取扱いに当たっては、遺憾のないようにされたい。

なお、この要領は昭和 62 年発生災害より適用することとしたので、了知されたい。

(別紙)

### 直轄治山等災害関連緊急事業実施要領

#### 第 1 趣旨

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、なだれ発生地又は地すべり地を緊急に復旧整備する保安施設事業（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条に規定する保安施設事業をいう。以下同じ。）又は、地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 4 号に規定する地すべり防止工事をいう。以下同じ。）に関する事業であって、国が施行するもの（以下、「直轄治山等災害関連緊急事業」という。）の取扱いは、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 第 2 直轄治山等災害関連緊急事業の事業区分

直轄治山等災害関連緊急事業は、次の事業区分により実施するものとする。

##### 1 直轄治山災害関連緊急事業

「民有林直轄治山事業の取扱いについて（昭和 41 年 7 月 11 日付け 41 林野治第 1189 号農林事務次官依命通達）」の 2 に規定する民有林直轄治山事業の施行区域（施行予定区域を含む。以下同じ。）内において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業

##### 2 直轄地すべり防止災害関連緊急事業

地すべり等防止法第 3 条の規定により指定された林野庁長官に係る地すべり防止区域であって、同法第 10 条の規定に基づき直轄工事を施行するものとして告示した区域（当該年度内において同条の告示を行うことが確実な区域を含む。以下「直轄地すべり防止工事施行区域」という。）内において、災害により新たに発生し、又は拡大した地すべり地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る地すべり防止工事に関する事業

##### 3 国有林野内直轄治山災害関連緊急事業

国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 2 条

の国有林野をいい、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）第12条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているものを含む。以下同じ。）内において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業

### 第3 実施基準

直轄治山等災害関連緊急事業の事業区分ごとの実施基準は、次のとおりとする。

事業区分	実施基準
1 直轄治山災害関連緊急事業	<p>民有林直轄治山事業の施行区域内において、当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、流木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもの又はなだれが発生した箇所、次期降雪期のなだれの発生により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの</p> <p>(1) 重要な災害復旧工事の施行に特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>ウ 農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量3万m<sup>3</sup>以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く。）</p> <p>エ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</p> <p>(3) 次の各号の一に該当するものは実施しない。</p>

<p>2 直轄地すべり防止災害関連緊急事業</p>	<p>ア 1箇所の復旧事業費が、原則として600万円以下のもの</p> <p>イ 森林法上の違反伐採に起因して発生し、又は拡大した荒廃山地等</p> <p>ウ 鉱石、石材等の採取等による山地荒廃等で、当該鉱業権者にその復旧の責の存するもの</p> <p>エ 復旧事業費に比し経済効果が小なるもの</p> <p>直轄地すべり防止工事施行区域内において、当該地すべり等により発生し、又は拡大した地すべり地で、次期降雨、地下水等による地すべりの拡大又は土砂・土石、流木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの</p> <p>(1) 1の(1)に同じ</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの</p> <p>イ 1の(2)のアに同じ</p> <p>ウ 1の(2)のイに同じ</p> <p>エ 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。))、農道(関係面積10ha以上のもの)、ため池(貯水量3万<sup>3</sup>m以上のも)又は用排水施設(関係面積100ha以上のもの)のいずれかに直接被害を与えると認められるもの</p> <p>オ 1の(2)のエに同じ</p> <p>(3) 次の各号の一に該当するものは実施しない。</p> <p>ア 1箇所の復旧事業費が、原則として600万円以下のもの</p> <p>イ 地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生し、又は拡大した地すべり地等</p> <p>ウ 1の(3)のウに同じ</p> <p>エ 1の(3)のエに同じ</p>
<p>3 国有林野内直轄治山災害関連緊急事業</p>	<p>国有林野内において、当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大、地すべりの拡大若しくは土砂・土石、流木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもの、又はなだれが発生した箇所、次期降雪期のなだれの発生により被害を与えるおそれがあ</p>

	<p>ると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの</p> <p>(1) 1の(1)に同じ</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 鉄道、道路（林道を含む。）、その他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>ウ 相当規模面積の農地、重要なため池又は用排水施設のいずれかに被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く。）</p> <p>エ 人家に被害を与えると認められるもの</p> <p>(3) 次の各号の一に該当するものは実施しない</p> <p>1箇所 1箇所の復旧事業費が、原則として600万円以下のもの</p>
--	--

#### 第4 事業の施行主体

直轄治山等災害関連緊急事業は、国有林直轄治山事業の施行区域、直轄地すべり防止工事施行区域又は国有林野の区域を直轄する森林管理局長が実施するものとする。

#### 第5 事業の実施計画

##### 1 事業実施計画書の提出等

(1) 森林管理局長は、直轄治山等災害関連緊急事業を実施しようとするときは、当該災害発生日の翌日から20日以内に林野庁森林整備部治山課又は国有林野部業務課と、被災状況、保全対象、復旧工法等について事前協議を行い、直轄治山等災害関連緊急事業計画書（以下「計画書」という。）を事業区分ごとに別記様式1により作成し、速やかに林野庁長官に提出するものとする。

なお、直轄治山災害関連緊急事業又は直轄地すべり防止災害関連緊急事業を実施しようとする場合には、あらかじめ、当該事業の施行予定地が存する都道府県と施行予定地その他必要事項について調整を行うものとする。

(2) 林野庁長官は、(1)の計画書の提出があったときは当該計画書を審査し、直轄治山等災害関連緊急事業の事業費を決定し、これを森林管理局長に通知するものとする。

この場合、直轄治山災害関連緊急事業又は直轄地すべり防止災害関連緊急事業に係る事業費については、当該施行地の区域を管轄する都道府県知事（以下「関係知事」という。）にもこれを通知するものとする。

##### 2 設計書の作成等

###### (1) 設計書等の作成

ア 森林管理局長は、1の事業費の決定通知に基づいて事業区分ごと及び施行

区域ごとに、直轄治山等災害関連緊急事業設計書（設計総括書及び箇所別設計書、以下「設計書」という。）及び別記様式2の直轄治山等災害関連緊急事業工事明細書を作成するものとする。

イ 設計書の作成にあたっては、「治山技術基準の制定について（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通達）」、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通達）」によるほか、直轄治山災害関連緊急事業又は直轄地すべり防止災害関連緊急事業にあつては「民有林直轄治山事業等の実施について（昭和42年4月20日付け42林野治第406号林野庁長官通達）」及び「民有林直轄治山事業等に伴う損失補償の取扱いについて（昭和43年1月25日付け43林野治第1号林野庁長官通達）」によるものとし、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業にあつては「国有林治山帳票作成要領（昭和52年4月1日付け52林野業第61号林野庁長官通達）」及び「国有林野土木事業における一般管理費等の取扱いについて（昭和60年3月7日付け60林野業一第27号林野庁長官通達）」によるものとする。

## (2) 設計書等の変更及び申請

森林管理局長は、当該施行地の水勢又は地形の変動その他のやむを得ない事由が生じた場合には、計画書及び設計書の変更を行うことができるものとする。

ただし、変更の内容が次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、変更に係る計画書及び設計書を林野庁長官に提出して指示を受けるものとする。

ア 事業区分ごと又は施行地の区域ごとの工事費の増減

イ 治山ダム工、杭打ち工、アンカー工、トンネル暗渠工及び集水井工の施行位置の変更、又は新設若しくは廃止

ウ 山腹土留工及びのり枠工の新設又は廃止及び山腹緑化工の施行面積の50%以上の増減（ただし、当初の施行面積が0.1ha以上のものに限る。）

エ 防潮工の断面構造、法線及び高さ（天端及び基礎の標高をいう。）の変更

オ 船舶及び機械器具費並びに測量設計費の20%以上の増額

## 第6 事業の精算報告等

1 森林管理局長は、当該直轄治山等災害関連緊急事業が完了した場合にはその施行結果に基づき直轄治山等災害関連緊急事業精算報告書を、事業区分ごとに、施行区域別及び関係都道府県別に別記様式3により作成し、当該年度の末日を限度として速やかに、林野庁長官に提出するものとする。

2 森林管理局長は、直轄治山災害関連緊急事業又は直轄地すべり防止災害関連緊急事業が完了した場合には、1の精算報告を基に事業費の実績等を関係知事に通知するものとする。

## 第7 維持管理等

1 施設の維持管理及び引継ぎ

森林管理局長は、直轄治山等災害関連緊急事業に係る施設の適正な維持管理に努めるものとする。

ただし、直轄治山災害関連緊急事業及び直轄地すべり防止災害関連緊急事業に係る施設の維持管理については、当該施設の所在地に係る民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業の施行期間中は森林管理局長がこれを行い、同事業の完了後は民有林直轄治山事業実施要領第8に準じてこれを関係知事に引き継ぐものとする。

## 2 治山台帳等の作成整備

(1) 森林管理局長は、直轄治山等災害関連緊急事業実施年度の翌年度の4月30日までに、事業区分及び実施箇所ごとに事業の内容、施設の施行状況等を記録した「直轄災害関連緊急治山台帳」を作成整備し、保管するものとする。

ただし、直轄地すべり防止災害関連緊急事業によるものは、当該施設の所在地に係る地すべり防止区域の台帳にも記載するものとする。

(2) 直轄災害関連緊急治山台帳は、直轄治山災害関連緊急事業及び直轄地すべり防止災害関連緊急事業に係るものにあつては民有林直轄治山事業の治山台帳を、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業に係るものにあつては国有林治山事業の治山台帳を、それぞれ準用するものとする。

別記様式 1

番 号  
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

〇〇森林管理局長  
〇〇森林管理局長

直轄治山等災害関連緊急事業計画書の提出について

令和〇〇年〇月〇日発生の〇〇〇災害に係る直轄治山等災害関連緊急事業〔〇〇〇災害関連緊急事業〕計画書を下記のとおり提出する。

記

- 1 事業計画総括表
- 2 事業計画明細表
- 3 箇所別計画表（図面等を含む。）
- 4 その他添付資料
  - (1) 事業計画位置図
  - (2) 災害概要
  - (3) 直轄事業施行区域指定状況



(記載注意)

- 1 [ ] の欄には事業区分を記入する。
- 2 災害名及び発生日を記入する。
- 3 地区名は、施行予定地が存する「民有林直轄治山事業の施行区域名」「地すべり防止区域名」又は「国有林野の地区名」を記入する（以下各表において同じ。）。  
なお、地区名の下に関係都道府県名を（ ）で記入する。
- 4 総復旧計画は、当該荒廃山地等の全体計画から既定計画を控除した当該災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等に係る計画を記入する。
- 5 進捗は、総復旧計画に対する当該計画（工事費）の割合とする。
- 6 単位は、面積は ha（小数点以下 2 位を四捨五入し 1 位止め。）、金額は千円、進捗は %（小数点以下 2 位を四捨五入し 1 位止め。）とする。
- 7 協議・決定欄は、当初提出時においては記入を要しない。
- 8 変更に係る場合にあっては、題名の末尾に〔変更〕と付記する。

2 事業計画明細表

○ ○ 森林管理局

災害名 ○○○

(○月○日～○月○日)

計画 番号	地区名	位 置			被 害		○○○災害関連緊急事業計画						保 全 対 象						備考				
		郡 (市)	町 (村)	大字 (字)	箇所	被害額	申 請			協 議 済			決 定 工事費	人 家 戸	道 路 等		公 共 施 設			農 用 施 設 等		そ の 他	
							工種	数量	工事費	工種	数量	工事費			区分	数量	区分	数量		区分	数量		関係 面積
						千円			千円			千円	千円			m						ha m	

(記載注意)

- 1 本表は、3-(1)「箇所別計画表」に基づいて作成するものとし、計画番号順に記入する。
- 2 事業計画の記入方法等は、3-(1)「箇所別計画表」の記載注意によること。また、保全対象はそれぞれ種類別に区分して記入すること。
- 3 地区名の最終欄に「その他経費」欄を設ける。(1の「事業計画総括表」の工事費と一致させる。)
- 4 協議済及び決定工事費欄は、当初提出時においては記入を要しない。
- 5 変更に係る場合にあっては、題名の末尾に〔変更〕と付記し、事業計画(申請)欄は2段書きとして下段に当初計画を、上段に変更計画を記入する。

3 計画表

(1) 箇所別計画表

令和〇〇年度〇〇〇災害関連緊急事業箇所別計画表

〇 〇 森林管理局

計画番号		地区名		協議結果									
位置		施行面積						渓間安定面積 ha					
総復旧計画		事業計画				協議・決定		山腹安定面積 ha					
工種	数量	本工事費等	工種種別	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	施行効果面積	主要事項		
										保全対象	戸	災害内容	
										人 家	m	保安林種及び 指定年月日	
										鉄 道	m	地すべり区域 指定年月日	
										国・県道	m	直轄工事開始年度	
										市町村道	m	山地災害危険地区	
										林 道	m	都市及び集落	
										公共建物		特殊立法区分	
										発電施設			
										農地(田畑)	ha		
										その他農地農道	ha, m	地 質	
										ため池	m <sup>3</sup>	成 因	
										用排水路	m	山腹又は溪床勾配	%
										その他		荒廃溪流長	m
												荒 廢 面 積	ha
												集 水 面 積	ha
										他実	事業名	工種・数量等	本工事費等
										事業			千円
										の績			

(記載注意)

- 1 本表は、事業区分ごと計画箇所ごとに作成する。
- 2 計画番号は、事業区分ごとに一連番号を付する。
- 3 事業計画欄は、次により記入する。
  - (1) 工種は、治山ダム工（えん提、谷止、床固、透過型治山ダム）、山腹工、排土工、杭打工等に区分する。なお、直轄地すべり防止災害関連緊急事業の場合は、溪流と山腹に分けて記入する。
  - (2) 数量は、治山ダム工は高さ・長さ・体積、山腹工は面積及び基礎工の種類、排土工は体積、杭打工は本数等を記入する。
- 4 金額の単位は、単価は円、本工事費等は千円とする。
- 5 測量設計費、附帯工事費、用地費及び補償費を必要とする箇所は、その内容、必要額を記入する。
- 6 現場管理費、一般管理費は、工種種別欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。
- 7 協議・決定欄及び協議結果欄は、当初提出時においては記入を要しない。
- 8 災害内容は、災害の発生年月日、種類を記入する。
- 9 保安林は、保安林種を略号で記入する。（例、指定済・・・㊦、指定予定・・・水、指定済保安施設地区・・・㊧、指定予定保安施設地区・・・施）。なお、保安林編入年（指定予定のものは指定予定年月）を併記する。
- 10 地すべり区域は、地すべり防止区域の指定年月日を記入する。
- 11 直轄工事開始年は、当該箇所に係る地区の民有林直轄治山事業又は直轄地すべり防止工事の施行開始年度を記入する。
- 12 当該箇所が山地災害危険地区に該当する場合はその種別（略号、山腹崩壊危険地区・・・㊨、崩壊土砂流出危険地区・・・㊩、地すべり危険地区・・・㊪）を、都市周辺及び集落に該当する場合はその旨（略号・・・㊫）を記入する。
- 13 特殊立法区分は、次の特殊立法等について該当する場合に略号で記入し、同一箇所重複するものは併記する。
  - (1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯・・・豪、同条第 2 項に規定する特別豪雪地帯・・・㊬
  - (2) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）・・・土
  - (3) 水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）・・・源
  - (4) 林業振興地域育成対策事業実施要領（昭和 55 年 4 月 7 日付け 55 林野計第 139 号農林水産事務次官依命通達）・・・林
- 14 他事業の実績欄は、当該計画箇所に係る他の事業の実績等がある場合に記入する。
- 15 保全対象欄は、直接保全対象となる数字を○で囲む。

## (2) 計画図

ア 計画図は、位置図、計画平面図、縦断面図、横断面図及び構造図とし、計画箇所別に作成する。

イ 計画図の作成及び記入方法は直轄治山災害関連緊急事業及び直轄地すべり防止災害関連緊急事業にあつては「民有林直轄治山事業実施要領」第4の3に、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業にあつては、「国有林治山帳票作成要領」第IVに準ずる。

なお、海岸に築造する工作物の場合は、平面図に汀線からの距離、潮位と工作物の高さ等の関係及び計画高決定の因子等を明記する。

ウ 用紙の大きさは、原則として日本標準規格A4判とする。

## (3) 状況写真

状況写真は、計画箇所の全景、荒廃状況又は被害状況、保全対象、計画位置及び既設工事との関連等が判別できる写真とし、写真に主要工作物の構造等を簡明に記入する。

## 4 その他の添付書類

### (1) 事業計画位置図

都道府県全体図（原則として20万分の1地形図）を用いて、全体計画箇所の位置及び計画番号等を記入した「事業計画位置図」を作成し添付する。

### (2) 災害概要

当該災害の全体的な被害と対策、発生時の気象状況等について概況を添付する。

### (3) 直轄事業施行区域指定状況

計画箇所に係る民有林直轄事業の施行区域又は地すべり防止区域（直轄工事施行区域）の指定（指定予定含む。）の状況について概況を添付する。

別記様式 2

直轄治山等災害関連緊急事業工事諸費明細書

〇 〇 森林管理局

地区別 目の細分	〇〇〇災害関連緊急事業			支出計画の内容
	〇〇地区 千円	〇〇地区 千円	計 千円	
日 額 旅 費				
工 事 雑 費				
計				

(記載注意)

- 1 本表は事業区分ごとに作成する。なお、二以上の地区で事業を実施する場合は、地区別に区分して計欄を設ける。
- 2 支出計画の内容は、科目別及び地区別に支出計画の明細を記入する。

別記様式3

番 号  
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

〇〇森林管理局長  
〇〇森林管理局長

令和〇〇年度直轄治山等災害関連緊急事業精算報告書の提出について

令和〇〇年〇月〇日発生の〇〇〇災害に係る直轄治山等災害関連緊急事業〔〇〇〇  
災害関連緊急事業〕精算報告書を別紙のとおり提出する。



3 支出科目別内訳（工事諸費）

目・目の細分	〇 〇 地 区			〇 〇 地 区			計			備 考
	予算額	精算額	残 額	予算額	精算額	残 額	予算額	精算額	残 額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計										

（記載注意）

- 1 二以上の地区の場合は地区別に記入し、計欄を設ける。
- 2 事業種は山腹工と溪間工に区分する。
- 3 二以上の都道府県に係る場合は、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業以外にあっては、地区ごとに、関係都道府県別の内訳を再掲する。
- 4 当初計画に対して変更があった場合は、その主な事項を備考欄に付記する。
- 5 支出科目別内訳（工事諸費）の目・目の細分は、別記様式2の目の細目と同様とする。
- 6 1 工事費及び工事諸費の予算額、精算額の計の欄にはそれぞれの計は下段、道府県負担対象額は上段に記載する。

